

平成29年12月16日
AMUSE 規程第3号

医学生及び初期研修医学会参加旅費等助成規程

(目的)

第1条 この規程は、外科学に関心を有する医学生及び初期研修医を対象に、将来、外科医として一般社団法人AMUSEへの入社を勧誘するとともに、外科学に関する学会等への参加を促すため、旅費等の助成について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 旅費等の助成対象者は、旭川医科大学医学部に在籍し外科学に関心を有する5年生以上の医学生、及び外科学講座に在籍する初期研修医で、いずれも将来、一般社団法人AMUSEへの入社を希望する者とする。

(助成対象)

第3条 助成対象者が、国内で開催される外科学系の学会、セミナー、ワークショップ、講習(以下「学会等」という。)に参加する場合に、交通費、宿泊費、参加費を助成する。

2 前項の宿泊費は、開催期間中に限り助成する。

(助成額)

第4条 交通費及び宿泊費の合計額に対する助成の上限額は、次の各号の地域ごとに定めた額とする。

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| (1) 東北
関東 | } ……60,000 円 |
| (2) 甲信越、北陸、
中部、関西、中国
四国、九州以遠 | |

2 北海道内で開催の学会等(以下「地方学会等」という。)に参加する場合は、交通費及び宿泊費(上限10,800円)を助成する。なお、交通事情等の止む得ない理由により開催地との往復に自家用車を使用した場合は、行程1キロメートルにつき30円を乗じた額を交通費として助成する。

3 学会等の参加費は、前2項の助成額とは別に実費額を助成する。

(助成回数)

第5条 助成の回数は、次のとおりとする。

- (1) 学会の参加は、原則、一会計年度あたり2回までとする。
- (2) セミナー、ワークショップ及び講習のいずれかの参加は、原則一会計年度あたり1回とする。
- (3) 地方学会等への参加回数は、制限なしとする。

(申請手続)

第6条 学会等または地方学会等に参加を希望する助成対象者は、予め指導教員の承認を得なければならない。

2 学会等または地方学会等に参加した助成対象者は、帰着後2週間以内に別紙「学会等参加報告及び旅費助成申請書」を指導教員の確認を経て、代表理事に提出しなければならない。

3 前項の「学会等参加報告及び旅費助成申請書」には、次の1号から3号については原本を、また4号については写しを添付しなければならない。

(1) 航空機利用に係る領収書及び搭乗半券または搭乗証明書

(2) 宿泊に係る領収書

(3) JR利用に係る領収書

(4) 学会等のプログラム及び参加証等

(申請期間)

第7条 前条第2号の申請は、当該年度の4月1日より翌年3月末日までとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める

附 則

1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。